

千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

押印見直し方針（令和3年3月8日付け行革第648号・政法第1410号通知）に基づき、押印の必要性について検討した結果、押印を廃止することが適当と判断したことから、「千葉県教育委員会が行う聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」の「様式」中の「㊟」と記載がある箇所を削除する必要があるため。

2 改正内容

別記第四号様式から第十五号様式までの押印部分（「㊟」）を削除する改正を行う。

3 意見公募手続について

「様式」中「㊟」の記載を削るだけの軽微な規則改正であり、千葉県行政手続条例第38条第4項第8号に該当するため、実施しない。

4 施行日

令和3年10月1日を施行日とする。